

## 八丈町民ギャラリー管理運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、八丈町民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (開館時間)

第2条 ギャラリーの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、企画財政課長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

### (休館日等)

第3条 ギャラリーの休館日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
  - (2) 前号のほか、企画財政課長がギャラリーの管理運営上必要があると認めた日
- 2 前項の規定にかかわらず、企画財政課長が必要と認めたときは、同項第1号の休館日であっても、ギャラリーを開館することができる。

### (使用者の範囲)

第4条 ギャラリーを使用できる者は、町内に居住する者及び町内を活動拠点とする団体とする。ただし、企画財政課長が適当と認めたときは、この限りでない。

### (使用許可の申請)

第5条 ギャラリーの使用許可を受けようとする者は、使用日の7日前までに、八丈町民ギャラリー使用許可申請書（第1号様式）を企画財政課長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請におけるギャラリーの使用期間は、連続して7日間を超えることはできない。ただし、企画財政課長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 3 第1項の申請は、使用日の属する月の3月前から受け付けるものとする。ただし、企画財政課長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

### (使用の許可)

第6条 企画財政課長は、前条の申請を受理し、適当と認めたときは、八丈町民ギャラリー使用許可証（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

- 2 企画財政課長は、ギャラリーの運営上必要と認めたときは、前項の許可に際し条件を付することができる。

### (使用許可の制限)

第7条 企画財政課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

- (2) 建物又は付属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的として使用するとき。
- (4) 営利を目的として使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理運営上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 企画財政課長は、ギャラリーの使用者がこの要綱に違反したときは、使用の許可を取り消し、若しくは停止し、又はギャラリーの使用を制限することができる。

(使用者の責務)

第9条 ギャラリーの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用期間中は、管理責任者を置くこと。
- (2) 物販の販売その他商行為又は寄付募集等の行為をしないこと。
- (3) ギャラリー内は、禁煙とし火気を使用しないこと。
- (4) ギャラリー内は、常に清潔に保つこと。
- (5) ギャラリーの使用を終えたときは、その使用場所を原状に復すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用結果の報告)

第10条 ギャラリーの使用者は、使用期間終了後、八丈町民ギャラリー使用結果報告書(第3号様式)により、企画財政課長に報告しなければならない。

(使用料)

第11条 ギャラリーの使用料は無料とする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、ギャラリーの建物又は附帯施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、ギャラリーの使用に関し、自己の責めに帰すべき事由により生じた一切の事故につき、その責めを負うものとする。

3 ギャラリーの使用期間中に、ギャラリーの使用者にいかなる損害が生じても、町はその責めを負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ギャラリーの管理運営に関し必要な事項は、企画財政課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

令和3年4月23日一部改正

第1号様式（第5条関係）

八丈町民ギャラリー使用許可申請書

年 月 日

八丈町企画財政課長 殿

団体名  
住 所  
氏 名  
電 話

使用目的	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
管理責任者	住 所 氏 名 電 話
使用方法	

第2号様式（第6条関係）

八丈町民ギャラリー使用許可証

団体名  
住 所  
氏 名

八丈町民ギャラリーの使用を許可します。ただし、次の条件を守ってください。

許可条件

- (1) 使用期間中は、管理責任者を置くこと。
  - (2) 物販の販売その他商行為又は寄付募集等の行為をしないこと。
  - (3) ギャラリー内は、禁煙とし火気を使用しないこと。
  - (4) ギャラリー内は、常に清潔に保つこと。
  - (5) ギャラリーの使用を終えたときは、その使用場所を原状に復すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。
- その他

年 月 日

八丈町企画財政課長

印

